

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	15ヘリ-W-505002
スクリューコンプレッサー点検整備	作成 令和4年11月30日
	変更
	作成部隊等名 第15ヘリコプター隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第15ヘリコプター隊において実施するスクリューコンプレッサー点検整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002による。

1.2.1

定期点検整備

定期点検整備とは、本機を常に良好な状態に維持するために、本機の取扱説明書等（以下、“取扱書”という。）で示された定期的な点検整備をいう。

なお、定期点検整備には、油脂類の交換及び塗布、各部位の清掃、調整、増締め、分解及び防錆処置、定期交換部品など（消耗品を含む。）の交換等を含むものとする。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 一般的な要求事項

一般的な要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 整備の種類

整備の種類は、調達要領指定書による。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、調達要領指定書による。

2.4 整備作業

整備作業は、調達要領指定書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、GLT-CG-Z500002の2.6b)に示す“官側の施設など”とする。

2.6 整備時期

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約後速やかに時期の調整を官側と行う。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、当該器材製造会社の基準によるほか、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、点検整備終了後には検査官に点検整備報告書を提出するものとする。

4.2 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。